

## 令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務に係る 企画提案募集要領

この要領は、令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務の実施に当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の目的

愛媛県では、令和7年3月に「愛媛県こども計画」を策定し、こども施策の推進にあたっては、こども・若者を権利の主体として認識し、その意見を聴き、対話を重ねながら進めていくことを掲げている。また、こども基本法（令和4年法律第75号）においても、こどもの意見表明の機会の確保及びその意見の尊重を基本理念として掲げるとともに、地方公共団体に対し、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを求めている。

このため、本業務は、社会の様々な場面において、こども・若者が安全・安心に意見を表明できる環境づくりを推進するとともに、こどもの意見を適切に聴き取り、その意見を尊重しながら場づくりや対話を進行できる「こども意見ファシリテーター」を養成することを目的とする。

### 2 業務の概要

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務 |
| (2) 業務内容  | 別紙「業務委託仕様書」のとおり            |
| (3) 契約期間  | 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで      |
| (4) 提案限度額 | 876千円（消費税及び地方消費税を含む）       |

### 3 参加者の資格に関する要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは暴力団構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行う恐れがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。）、またはこれらのものでなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用している者でないこと。

#### 4 スケジュール（予定）

(1) 募集要領の公表	令和8年6月24日（水）
(2) 質問受付期限	令和8年7月6日（月）17時15分まで
(3) 質問回答	令和8年7月10日（金）
(4) 参加申込書受付期限	令和8年7月15日（水）17時15分まで
(5) 企画提案書提出期限	令和8年7月24日（金）17時15分まで
(6) 企画提案書審査（書面審査）	令和8年7月下旬（予定）
(7) 審査結果通知	令和8年7月下旬～8月上旬（予定）
(8) 契約手続き	同上

#### 5 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和8年6月24日(水)から令和8年7月10日(金)まで
- (2) 配布場所 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局  
子育て支援課 こども政策グループ  
・住所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
(県庁第一別館9階)  
・電話番号 089-912-2448
- (3) 配布方法  
・配布場所で直接受け取る。  
(9時～17時15分(土日、祝日を除く。))  
・愛媛県ホームページからダウンロードする。

#### 6 評価基準

「令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務に関する企画提案書評価基準（別紙2）」のとおり

#### 7 選定方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 愛媛県が別に定める審査員により、令和8年7月下旬（予定）に審査を行う。
- (3) 審査は、企画提案書評価基準（別紙2）に基づき、書面審査により提出書類の内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、総合評価が最も高い提案者1者を委託候補者として選定する。ただし、その後の契約締結に向けた交渉において、委託候補者との協議が整わない場合は、その選定を取り消すとともに、次点の提案として評価した者から順に交渉を行う。
- (4) 提案者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた区分において各審査員の評価点の平均が最低水準点以上を満たすとともに、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば、委託候補者として選定する。なお、各審査員の合計点の平均が6割以上を満たす提案者がいない場合や提案者がいない場合は、再度公募を行う。
- (5) 委託候補者を決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、愛媛県ホームページにおいて公表する。

#### 8 審査員の構成

審査員3名で構成する。

## 9 募集要領に関する質問・回答・公表

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合は、質問書（様式2）を提出すること。電話・FAX等による質問は受け付けないものとする。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けないものとする。

(1) 受付期限 令和8年7月6日（月）17時15分まで

(2) 質問の提出方法

メールのタイトルを「令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務プロポーザル質問書（業者名）」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail : kosodate@pref. ehime. lg. jp

※メールを送信した旨、当課まで電話で連絡すること。（089-912-2448）

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年7月10日（金）までに、参加申込書の提出があったすべての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答を行います。

## 10 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおりプロポーザル参加申込書（様式1）を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年7月15日（水）17時15分まで（必着）

※持参の場合の受付時間：9時～17時15分（土日、祝日を除く）

(2) 提出場所 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局

子育て支援課 こども政策グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2（県庁第一別館9階）

(3) 提出方法 メールによる提出を原則とする。

なお、メールでの提出方法は、別紙「参加申込書」（様式1）を参照し、メール送信後は、当課までその旨を電話で連絡（089-912-2448）すること。

また、持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）により提出する場合は、上記の提出期限までに提出すること。

(4) その他 応募表明後、辞退する場合は企画提案辞退届（様式3）を提出すること。

## 11 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年7月24日（金）17時15分まで（必着）

(2) 提出書類 下記「12 提出書類」の4～7を提出すること

(3) 提出部数 各7部（正本1部・副本6部）

(4) 提出場所 愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局

子育て支援課 こども政策グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2（県庁第一別館9階）

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）により上記の提出期限必着にて提出すること。

※持参の場合の受付時間：9時～17時15分（土日、祝日を除く）

## 12 提出書類

「10 参加申込書の提出」、「11 企画提案書等の提出」に従って、次の書類を提出すること。

書類番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則メールで提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡をお願いします）</li><li>・なお、持参又は郵送の場合、印鑑は代表者印を押印すること。</li></ul>
2	質問書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"><li>・メールで提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡をお願いします）</li></ul>
3	辞退届（様式3）	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則メールで提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡をお願いします）</li><li>・なお、持参又は郵送の場合、印鑑は代表者印を押印すること。</li></ul>
4	企画提案提出書（様式4）	<ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑は代表者印を押印すること。</li></ul>
5	企画提案書（参考様式1）	<ul style="list-style-type: none"><li>・表紙に「令和8年度こども意見ファシリテーター養成講座委託業務」と記載し、社名等を記入すること。</li><li>・<u>企画提案書審査基準（別紙2）の評価事項に沿って</u>企画提案書を作成すること。</li><li>・ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。</li><li>・愛媛県と受託事業者との役割分担を明確にすること。</li><li>・枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。</li><li>・A4サイズ冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。</li></ul>
6	会社・団体概要（参考様式2）	<ul style="list-style-type: none"><li>・会社・団体概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、<u>類似業務実績</u>等を記入すること。</li></ul>
7	見積書（参考様式3）	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。</li><li>・<u>見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載</u>すること。</li><li>・<u>見積額は、「2 提案限度額」に定める額以内</u>となるよう計上すること。</li></ul>

## 13 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく提案書等の内容に関する質疑に応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各審査員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

## 14 契約

- (1) 契約の締結

選定された委託候補者と、提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等は一部変更する場合がある。

また、委託候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。

(4) 守秘義務

業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 知的財産権の取扱い

事業の実施により生じた著作権等の知的財産権は、原則として県に帰属するものとする。

## 15 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不審な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 16 個人情報の取扱い

(1) 本事業を実施する者は、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条の規定を遵守すること。

(2) 上記法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守すること。

## 17 留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。

(4) 採用された提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業

手法、管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルは委託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については愛媛県が定める。

## 18 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局

子育て支援課 こども政策グループ

T E L : 089-912-2448

F A X : 089-912-2409

E-mail : kosodate@pref.ehime.lg.jp